

平成29年6月5日

監査報告書

定款第9条の規定に基づき平成28年度の社会福祉法人長生園の会計及び業務の監査を行ったので次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、会計監査人より提出された資料に基づき説明を受けた。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し付議された案件が適正に執行されていることを関係書類の閲覧等により確認した。

2 監査意見

- (1) 会計については、会計監査人より提出された監査報告書を承認しました。
- (2) 業務監査については、理事役員会、評議員会において承認された業務について当初の業務計画による事業実施状況を検討し、適正に執行されていたことを認めます。

3 入所者の預り金保管状況

- (1) 預金、現金の入出金等については、入出金伝票により適正に処理されていることを認めます。

以上、平成28年度の社会福祉法人長生園の事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書については、関連する法令及び会計監査人に従った監査の結果、適正であると認めます。